

# ICT を活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発 公募要領

## 1. 事業名

ICT を活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発

## 2. 事業の趣旨

GIGA スクール構想の実現により 1 人 1 台端末が整備される中、障害のある児童生徒等に対する効果的な指導法による学びの充実が求められている。

特に、テレワーク・在宅勤務など、働き方も大きく変化しており、障害のある生徒等に対して、新しい働き方を踏まえた進路選択を想定した指導や支援が求められる。

以上のことから、特別支援学校高等部の職業教育について、ICT を活用した活動を前提とした指導計画、指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究する。

## 3. 事業の内容

事業の実施に当たっては、次の①～③のうち、1 つは必ず実施すること。

- ① 新たな職域・働き方を見据えた資質・能力の育成を目指す指導計画や実習計画の開発
- ② 遠隔で行う職場実習の実施（評価手法の研究開発）
- ③ ICT機器やアプリケーションソフトウェアに関する基礎スキルの習得、デジタルコンテンツの作成、遠隔操作による接客など、企業等と連携した新たな職域に関する指導の実践

## 4. 事業の実施方法

### (1) 研究組織

委託を受けた団体は、研究を総括する研究代表者や分担する担当者を指定し、必要に応じて外部の有識者を含めるなど、研究組織を整備し、計画的に研究を進めるものとする。当該実施体制については、企画提案書（事業実施計画書）に記載する。

### (2) 研究協力校

委託を受けた団体は、特別支援学校の中から実践研究を行う学校を指定する（以下、指定を受けた学校を「研究協力校」という）。その場合、単一の学校を指定することも、複数の学校を指定することも可能。研究協力校においては、通常の校務分掌とは別に研究の担当者を指定し、必要に応じて外部の有識者を含めるなど、研究組織を整備し、計画的に研究を進めるものとする。指定された学校等の情報については、企画提案書（事業実施計画書）に記載する。

### (3) 研究協力校間の連携

複数の指定校を指定して研究を行う場合、研究協力校は、地域や学校の実態等に  
応じ、様々な観点から研究を行うため、互いに連携して研究を実施するものとする。

(4) 指導助言組織

委託を受けた団体は、事業を進める上で必要な指導助言を受けるための外部有識  
者等で構成する指導助言組織を整備し、効果的な研究となるよう事業を進めるもの  
とする。組織については企画提案書（事業実施計画書）に記載する。

(5) 受託団体は、本事業の実施に当たり文部科学省と連携すること。

(6) 本事業の全部を再委託することは認めない。

(7) その他

研究協力校は、研究の成果と課題を普及するため、委託期間中及び委託期間満了  
後2年間程度にわたり、他校等からの学校訪問や研究に関する情報提供の依頼に応  
ずるよう努めるものとする。

また、本事業は、教育課程の特例を定める事業とはしていないことから、教育課  
程内の範囲において本事業を実施するものとする。

## 5. 公募対象

文部科学省は、事業の実施を以下の団体に委託する。

- ・都道府県教育委員会
- ・指定都市教育委員会

## 6. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意  
を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者  
でないこと。

## 7. 企画提案書（事業実施計画書）の提出方法等

(1) 提出様式

企画提案書は委託要項で定める事業実施計画書によって代えるものとし、様式1-  
1及び様式1-2を使用すること。

様式はA4縦判横書きとし、正確を期すため、パソコン等の判読しやすいもので作  
成すること。

事業実施計画書の内容を補足するために必要と思われる資料（パンフレット等）を  
適宜添付してもよい。

(2) 提出方法

事業実施計画書は、以下の方法で提出すること。直接持参及びファクシミリによる提出は不可とする。

- ・別紙様式「事業実施計画書」を Word ファイルにてメールにファイルを添付の上、送信すること。(PDF で送信しないこと。ただし、別紙様式「事業実施計画書」以外の参考資料については、PDF で送信可能とする。)
- ・メールの件名は「【組織名】 ICT を活用した職業教育事業実施計画書」(組織名の例 ○○県教育委員会) とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が 10MB を越える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・事業実施計画書を受信した旨のメールを令和 3 年 4 月 1 日 (木) までに、文部科学省から送信する。このメールが届かない場合は令和 3 年 4 月 2 日 (金) までに、電話にて文部科学省へ連絡をすること。
- ・メール送信上の事故 (未達等) について、当方は一切の責任を負わない。

### (3) 提出書類

- ① 企画提案書 (事業実施計画書)
- ② その他関係資料

### (4) 提出先

電子メール : [toku-sidou@mext.go.jp](mailto:toku-sidou@mext.go.jp)  
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課指導係  
TEL: 03-5253-4111 (内線 3716)

### (5) 提出締切

令和 3 年 3 月 30 日 (火) 18:15

当日の送信記録があるもの。

なお、提出締切後の事業実施計画書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、審査の結果により修正・再提出を求めることがある。

また、本公募に関する問い合わせ及び相談等については、ホームページ等を通じて周知する。

### (6) その他

事業実施計画書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された事業実施計画書等については、返却しない。

## 8. 事業期間、事業規模 (予算) 及び採択件数

事業期間 : 契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日 (最長 2 年間)

採択件数：3件程度を予定

事業規模：1件当たり300万円を上限

※採択課題・件数については、特別支援教育関係事業審査評価委員会の選考による。

※令和3年度予算成立前に始める公募であることから、国会における本予算成立までの間、当該事業の実施の可否や事業内容、事業開始時期等に変更が生じる可能性があること、並びに本事業は本予算成立後でなければ開始できないことに留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

## 9. 選定方法等

### (1) 選定方法

特別支援教育関係事業審査評価委員会において書類選考を実施する。

### (2) 審査基準

別途定める審査基準のとおり。

### (3) 選定結果の通知

選定終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

## 10. スケジュール

公募締切：令和3年3月30日（火） 18：15

審査：令和3年4月中旬

結果通知：令和3年5月上旬

契約締結：結果通知後、必要な調整を経た上で速やかに締結する。

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないため、事業実施計画書の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

## 11. 契約締結

選定の結果、契約予定者と提出書類を元に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業実施計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

複数年の事業期間であっても、契約については単年度ごとに締結する。ただし、毎年度、事業の実施状況等について評価又は確認等を行い、事業の可否を判断するものとする。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、こ

の旨を再委託先にも十分周知すること。

※ [契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合には、契約締結のため、遅滞なく以下の書類の提出を求めることから、事前に準備をしておくこと。

なお、再委託先がある場合は、再委託先にも十分周知しておくこと。

- ・事業実施計画書（審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映させた事業実施計画書の再提出を求める。）
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定など）
- ・別紙（銀行口座情報）（採択の連絡と合わせて、文部科学省から様式を別途送付する。なお、再委託先からの提出は不要。）

## 12. その他

再々委託は認めない。

その他、事業に係る事項については、委託要項等によるものとする。

また、事業実施にあたっては、契約書を遵守すること。